

第2回北広島市安全で安心なまちづくりを考える市民会議 会議概要		
日 時	平成20年5月22日(木) 午後3時～午後4時30分	
場 所	本庁舎2階会議室	
出席者	委員 (10名) 嶋影委員(防犯協会連合会) 山根委員(暴力追放運動推進協議会) 大川委員(自治連合会) 佐藤委員(北広島商工会) 吉川委員(PTA連合会) 大久保委員(厚別警察署北広島交番) 川島委員(社会福祉協議会) 麻生委員(大曲青色灯車防犯パトロール隊) 斎藤委員(緑陽中学校区健連協青色回転灯装着パトロール隊) 浅香委員(東部南地区防犯パトロール隊)	
	事務局 (4名)	三熊市民部長 武田市民生活課長 秋葉市民生活担当主査 梅木主任
	傍聴者	0名
会議次第	1 開会 2 第1回議事録概要確認 3 説明及び協議事項 (1) 条例の骨子について ① 先進事例について ② 条例策定の考え方について ③ 条例に盛り込む内容(案)について 4 その他 (1) 次回の会議日程の確認 5 閉会	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回市民会議レジュメ ・第1回市民会議議事録概要 ・北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例 ・小樽市条例 ・帯広市条例 ・旭川市条例 ・千歳市条例 ・北広島市防犯都市宣言の決議 ・安全安心条例の制定に対する方向性の確認(防犯条例特化方針) ・安全安心項目の取組状況調査書 ・北広島市防犯情報連絡体制図 ・安全安心パトロール活動団体一覧表 	

■ 会議の概要

1. 開会

(事務局)

ただいまより、第2回北広島市安全で安心なまちづくりを考える市民会議を開催いたします。まず第1回目を欠席されておりました、A委員をご紹介します。一言ご挨拶をお願いいたします。

(A委員)

ただいまご紹介がありましたが、社会福祉協議会の会長をこの4月1日から務めております、Aと申します。どうぞよろしくをお願いいたします。また、北広島団地の第2住区の自治連合会の会長も兼ねておりますので、こちらの方でもよろしくをお願いいたします。

(事務局)

それではまず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

- ・事務局から配布資料の確認を行った。

2. 第1回議事録概要確認

(事務局)

それでは、お手元にごさいます、第1回市民会議の会議録の概要の説明をいたします。時間の関係がありますので中は読みませんが、後ほど確認していただきたいと思います。この議事録については公開するというので考えておりますので、今週中に目を通されまして、もし自分の言っている内容が少し違うのではないかと、といったことがありましたら、私どもの方に申し付けていただきたいと思います。

来週早々に、ホームページに載せたいと考えております。ホームページで公開しますので、委員様の名前は全て伏せています。ご了承ください。

3. 説明及び協議事項

(1) 条例の骨子について

- ・座長が進行を務める。

(座長)

大変不慣れでございますが、ただいまご指名をいただきましたので、これから皆様のご協力をいただきまして、会議を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは会議次第3の「説明及び協議事項」に入りたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。まず(1)の条例の骨子について、①の「先進事例」についてご説明をお願いいたします。

- ・事務局から先進事例について説明した。

(事務局)

条例名を総合的に分析してみますと、条例名に「犯罪」の名称が入っていると、「物騒なまち」といったイメージが染み付き、「生活安全」の条例名では、何を想定している条例がつかみづらい感じがいたします。条例名を考える場合は、市民から見て、条例内容がイメージできる名称であることが必要であるものと考えます。今後、条例素案を作る時に、名称についても十分に検討する必要があると考えています。以上です。

(座長)

ただいま事務局から、先進事例についてのご説明があったわけですが、何かこれについてご質問、ご意見がございませんか。

(B委員)

先進事例についての中で、北海道内の市町村、道内の市、全国の中核市、とありますが、どういった都市を中核市というのですか。

(事務局)

中核市の要件は色々あるのですが、北海道では旭川などがそうだと思いますが、人口要件で中核市の要件が決まっております。20年の4月現在では39市が全国で中核市ということで、市より上の格付けという指定になっております。全国的なレベルで比較する場合は、この中核市等々で見てみた方が良いのかな、と思ひましてこの中核市を引き合いに出したわけです。資料として入手できた範囲が、この中核市23市だったということでご理解ください。

(座長)

よろしいでしょうか。他にありませんか。なければ、続いて②の「条例策定」の考え方についてのご説明を願いたいと思います。

- ・条例策定の考え方について説明。

(座長)

ただいま事務局から条例策定の考え方についてご説明があったわけですが、この点について、ご質問、ご意見ございませんか。なければ、続いて③の「条例に盛り込む内容(案)」についてご説明いただきたいと思います。

- ・条例に盛り込む内容(案)について説明。

(座長)

大変多くのご説明があったわけですが、何かそれについてのご質問はございませんでしょうか。

(C委員)

条例に盛り込む内容が、今説明ありましたように随分あるわけですが、これをあと2回の会議でパブリックコメントに出せるのでしょうか。見ていてもなかなか分からないの、と思うのですが。

(事務局)

確かに今ご説明したような相当数の内容が盛り込まれることになっております。我々としては、5月30日、6月6日の2回の会議で、これらを素案としてまとめたものを皆様方に提示をして、それを元に審議を願いたい、と考えております。パブリックコメントを7月にやっという考えを持っておりますので、非常に忙しくなるとは思いますが、資料を自宅に帰ってからも目を通していただいて、色々ご意見をお伺いしたい、と考えておりますので、今後ともご協力のほど、よろしく願いいたします。

(C委員)

私が心配しているのは、参考資料の中に「条例を制定している市」がありますが、確かにそこから条例を引き抜いてくればとも簡単にできると思います。しかしその都市の条例は、その土地の気候、風土、またはその商店街等々がありまして、特に北広島は5地区に分かれていますし、特出した繁華街のような犯罪が発生しやすい場所がないのですか

ら、他の都市とはなかなか比較できない面があると思います。

それで、他の都市の条例は古くて10年くらい前にできているのですが、その頃はまだ意外と公園で子どもが遊んでいるのは見かけられたと思います。しかし最近では子どもを公園で見かけることもできません。それから、通学または下校時の犯罪も結構ありますので「こういう所が危険な地域」というように、このようなものにもっと力を入れたほうがいいのではないか、と思います。そこまで市にできるのでしょうか。

(事務局)

当初から申しておりますが、この条例自身が理念条例ということで、考え方をまず明記する条例だと考えております。当然、その条例を踏まえて、その後色々な形で、行動が出てくると考えておりますので、あくまでも、基本理念をまず定める、という内容で私どもは考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

(座長)

他に何かありますか。なければ私が。

確かにこの内容は、今質問があったように、素晴らしいものです。是非これは制定しなければならないものですが、どうしても今回の北広島市の場合は、5回か6回で制定しなければならない。他の都市と比べると、随分急ぐ内容になっていないか。条例の内容そのものは、我々も今説明されただけでは、必要だと思ながらも理解するのに時間がかかります。増して、これを市民の方に理解していただくには相当な時間がかかると思います。その発想はどこから出てきたのか分かりませんが、今、平成20年に急いでやらなければならない、というのは、何か切羽詰ったように感じるのですが、その辺はどうなのでしょうか。

(事務局)

確かに急に出てきて、非常に短時間で策定するように感じますが、基本的には皆様方の長い間の積み上げが生きる、と考えております。この行動を、基本理念を元に明文化して、何らかの形で支援をしたい、というのがこの条例の原点だということをご理解いただきたいと思います。

昨年制定された旭川、帯広、これら都市の条例の内容を見ても、やはりそういう枠組みで、4・5回くらい、皆さんと意見を交換し、そして北海道条例を基本にして、地域の特性・実態に合わせた形で条例を制定していると捉えております。

確かに7月でパブリックコメントを募集する、というのは時間的には早いかもしれませんが、蓄積された皆様方の行動を元にして、ということだけはご理解いただきたいと思っております。

(座長)

こういうことをご理解して頂きたい、と思います。

(B委員)

要するに基本理念だけをやればいいんですか。中身は全く必要ないのですか。

今その理念だけを作ってしまうと、ということになってしまうと、先ほど質問された方が言っていたように、事例があるから後で引き抜いて、貼ってそれでいいか、となると、それだけのものだったらこれだけの人が集まってやる必要はないのではないのでしょうか。極論ですけど。

(D委員)

要するにどこまで作ればいいのか、ということがよく分かっていないと感じます。山を登ってそこで降りるのか、山の途中で止めるのか、どこまでなのかということだと思います。

(事務局)

あくまでも、今までの行動を理念という形で明文化して、これが旗印になって、色々な皆様方の行動をお助けしたり、お願いをしたり、という考えで条例を制定することにしております。ですから、私どもが作りました交通安全条例でもそうですが、基本的には条文では「こうする、ああする」と具体的には明記しておりません。条例を元にして各部署が行動に移す形ですから、例えばこの条例の中で「見回りは3回する」「何はこうする」とか「青少年に対してはこういう指導をする」という内容で表現するような形にはなりません。あくまでも「健全な子供達の育成を図る」「防犯に対する環境の整備を促進させる」といった理念を条例で謳って、この条例を受けて各担当がその条例を前提にしながら行政的な行動をしていく、とご理解していただきたいと思います。

(座長)

それでは、続いて配布資料の内容について事務局にご説明いただきたいと思いますが。

(事務局)

それでは、配布資料についてご説明申し上げます。

・配布資料について説明。

(座長)

はい、ただいまの配布資料の防犯情報の伝達方法や、市内の防犯活動団体についてのご質問はありますか。

(D委員)

防犯の伝達方法の中で聞きたいのですが、それぞれの防犯情報は自治連合会までは行っているようです。町内会には事務局で、セレクトして必要であれば伝えて、必要でなければ伝えないということですか。今のところ単位町内会には全然情報が入ってきません。たまたま防犯協会や他の団体に属している会長さん方は情報を入手して行動を起こしているのですが、町内会自体はそれに対してどちらかという蚊帳の外に置かれているという感じがします。今後ともそういう風にしていくのでしょうか。

(事務局)

ただいまの質問ですが、非常に私どもが気にしていたところでございます。というのは、自治連合会までは行ってもその先は来ていないという形ですが、基本的には町内会の中には「面倒」と言うところもございます。それで、先ほどの原点に戻りますが、防犯条例を原点として、こういうようなところまで細部のものが決められるような形で条例が生まれれば良いと考えております。そして、制定した後にこの条例を受けて「こういうことだから町内会の方々もご協力ください」という形に持っていけるように考えていきたいと思っております。今は本当に「こんなものを持ってこられても面倒くさい」という感じでお叱りを受けるところもあります。ただそれもこういう条例ができましたら、そういう説明をしながら何とかご協力をお願いをしたい、と言っていけるのではないかと考えております。

(E委員)

今の質問は前からありました。防犯協会でも、青少年サポートセンター、あるいは事務局の方から「こういうような事案がありましたよ」という連絡は FAX で来ます。ただ「それをどうしたら一般に知らせることができるか」という悩みがあります。その情報を各町内会、あるいは防犯協会で各戸に注意させるとしても、FAX では膨大な時間がかかります。とてもできないのではないのでしょうか。

それに、不審者の FAX 番号送信一覧表には各自治連合会・防犯協会の長の名前が出てい

ますが、これは皆了解の上なのでしょうか。

(事務局)

防犯協会の役員の方につきましては、事前に電話番号等をお聞きしまして「こうなります」ということを伝えております。また、自治連合会の会長さんについては、市民生活課の担当ということで、こういう通信を FAX 送信するというお話をしております。全てご了解をいただきながら実施しております。

(座長)

今までの事務局の説明に従いまして、説明をされた内容について意見交換をしたいと思っております。順に従って意見を述べていってほしい、ということでB委員から右回りをお願いいたします。

(B委員)

いわゆる「交通安全」はこの条例から省くということですか。犯罪と交通は切っても切れない部分があると思います。何らかの形で両者に関連性を持たせて、あとは同じだから十分対応はできます、ということであればそれはそれでいいと思いますが、条例の中に、完全に取り入れなくても何らかの方法で関連性を持たせておいたほうがいいのではないかと感じました。

(事務局)

確かに先ほどの一覧表を見てみますと、防犯と交通をセットにしているまちと、防犯だけで制定しているところがありますが、内容を精査してみますと、昭和40年代から交通安全については非常に盛んに活動がされ、交通安全条例により、色々と行動されています。

そして当然市は交通安全条例も持っております。ですから、交通安全条例を持っているところは、それはそれとして非常に地域に根ざした安全運動をされているということで、防犯だけを1つの枠組みにはめてやっております。それで、私どもの考え方も同じですが、通学等々におきます色々な防犯行動については何らかの形で表現は必要だろうとは思いますが、交通安全に関連するものは交通安全基本条例の中で定めておりますので、あくまでも今回の条例については防犯に特化したい、と思っております。

ただ、今言ったように通学における防犯行動ということについてはやはり何らかの形で表現は必要だと思います。交通安全ではなく、通学時、または公園等で子ども達が活動している時にそういうことがあったら困るでしょうから、何らかの対応が可能な内容にしていきたいと思っております。

(座長)

それでは次にD委員、よろしく申し上げます。

(D委員)

私もA委員のおっしゃっていたことと同じ事を質問しようと思ったのですが、交通安全との関連は、今市外からの機動的な犯罪が非常に増えているということが第一要因だと思います。また、最初に私もお話したと思いますが、地域住民は防犯も交通も一括りにして安全・安心としています。昭和37年に制定された交通安全条例が今適合するか、という問題もあると思います。

それから特にこういう通過都市には切っては切れないことではないか、と感じます。増して都市型犯罪がこれから入ってくるのが北広島市ではないか、と思っております。

それから先ほど犯罪の連絡体制図で出ていた話ですが、要は、これは伝達するために作られた連絡網なのか、その報を受け継いだ先からの行動を促すための連絡網なのかというところが、私にはまだ良く分かりません。私は、やはり「最終的にはどう行動を起こすか」ということで防犯に動かなければいけないのではないかな、と感じますが、これだけを見ていると、連絡で終わると捉えられます。以上です。

(座長)

それでは続きまして、A委員、お願いします。

(A委員)

事務局から説明を受けまして、「今、防犯に絞った、理念条例を作りたい」という話は分かりました。ただ、何人の方からもご指摘がありましたように、「なぜこんなに急ぐのだろうか」というのが率直な感想です。従いまして、この市民会議を終えた後、パブリックコメント等があるわけですが、その段階に堪えられるような、さらなる事前の詰めをやっておく必要があるのではないかと考えております。

また、理念条例としてのご説明を伺った範囲内では、完璧ではありませんがほとんど網羅している、言うことがない、というのが率直な感想でございます。それで私が知りたいのは、理念条例を作った後、どうしようとされているのか。例えば具体的に、情報伝達にしても、条例があれば市民の皆さん方からの問い合わせがあっても条例を基本において対応できる、ということは何となく分かります。それから少しお金が足りない、予算を増やしたい、といった時でも条例があれば非常に予算をつけやすい、ということではないかと思いますが、具体的に条例を作ったことによって、さらにどういうことが先に見えてくるのか、それを皆さんに明らかにできるような、あるいはパブリックコメントを出す場合でも、整理して出されると。そうすると市民の皆さんもある程度関心を示されるでしょうし、理解も深まると感じます。以上です。

(事務局)

今言われた内容ですが、「条例の制定の必要性と効果」ということで、条例を作る必要性については、今北海道も5年連続で犯罪が減少していますが、非常に凶悪な、分散型の犯罪が多い、やはり地域は地域で守らなければならない、そのためにこの条例を、という話から入ったわけですが、市民サイドから見れば、条例ができた場合の効果を当然問うと思います。

この関係で、5点ほど示した内容ですが、1点目として、条例があることによって「安全で安心な暮らし」という市民共通の目標に向かう全市民的な気運、及び市民1人1人の安全意識が高まるだろう。そして、「市の安全施策に関する基本姿勢が明確になる」、これは先ほどA委員が言われたように、もし予算をつけるとしても条例が後ろで支えてくれると思います。それと、「市・市民・事業者の協働による効果的・継続的な取り組み」が今もなされているわけですが、「市と市民・事業者、これらが条例で先ほど説明したような責務の中でスクラムが組めるだろう」と思います。また「これまで自主的に活動してきた住民組織や市民団体が、この条例のもとで一層団結が図られるだろう」と思います。そして、「条例を基本にして、総合的な防犯体制、推進体制を構築できるだろう」という5つで、理念条例ができることによって、結束が図られ、その次に色々な計画といった部分に及んでいくだろう、と解釈しております。ですから、文面だけ見てただ「こんなものか」ということではなく、これが後々非常に活動している皆さんの大きな支えになってくると感じております。

(A委員)

大事なことだと思います。ありがとうございました。

(座長)

次お願いします、F委員。

(F委員)

前3方が色々おっしゃっていましたように、基本的理念については、各項目色々と細かく分析しているのは非常にいいことだと思っています。それで、私はほとんどわからない状態でここに来ています。それで、防犯等の件ですが、これも私は認識不足で、青色回転

灯をつけた車で回っている、くらいにしか思っていなかったのですが、今ここでお話を聞きました、色々分かりました。これを町内会におろしていってお話していけば、もっと理解を得ることができるのではないかと思います。

(座長)

はい、ありがとうございます。それではこちらに移りまして、G委員。

(G委員)

私もこちらの資料を見て「たくさんあるんだな」というイメージが伝わってきました。それで、先ほどおっしゃられましたように、細かな部分から話す、決めていくとなると、委員が毎日集まって、1から作り上げることになり、とてつもない負担になると思います。やはりある程度骨格は事務局の方で作っていただいて、それを叩きながら各地域に合うような形で制定するような方向がいいのではないかと、少し思いました。

それで、少し急ぎだな、ということは私も感じますが、これは「鉄を熱い時に打つ」ということもプラスになるのではないかと、思ひまして、ご協力したいと思っております。以上です。

(座長)

ありがとうございます。次、H委員お願いします。

(H委員)

警察としましては、この「生活安全条例」は毎日青色パトロールや通学見守りでご協力をいただいております、こういう活動をされている方に対して、「活動の根拠」を与え、支えになるということで、非常に意義のあることになると思いますので、現状の活動に対してこういう条例で支えていただくことが重要だと思います。

(座長)

ありがとうございます。それではI委員、何かありますか。

(I委員)

ほとんどD委員が言っておりますが、ただ先進事例からすれば、北海道の場合74%ということですからかなり高い制定率です。先進の方々も決める際に、やはり今と同じような議論をしたでしょうから、そう簡単にできるものではないだろう、と思います。十分理解していただけるように、難しい文言ではなく、もう少し砕いた方がいいのではないかと、思います。条例ですからこういう文言がいいのかとも思いますが、そうすると浸透するのに時間がかかるのではないかと、思います。我々がこういう青色回転灯パトロールをやっている、やはり我々に対する認識はまだ低いですし、認識してもらうまでにはかなり時間がかかるだろう、と思っております。この条例自体もやはり時間をかけて理解していただく方向に持っていかなければならないと思います。「教育の充実」「規範意識」といった非常に難しい文言がありますが、そういうことも含めて、早めに理解していただければいいな、と思っております。

(座長)

ありがとうございます。次はC委員。

(C委員)

私も、条例の制定は当然必要だと思います。ただ、北広島市が交通安全宣言都市となったのが昭和37年、防犯都市宣言も平成元年に行っています。それから20年になりますが、この間にこの条例については審議されなかったのでしょうか。大きな事件・事故が起きた所には小さな事故が29回くらい発生していますよ、という有名な人が言った言葉がありますが、我々はS・C通信を受けましたら、自分のところでコピーを取りましてそれに一言文面を加えて配布しております。ただし、それはあくまでも自分の管轄である緑陽中学校区、またその付近で発生した時にはその地域を重点的にやってください、という話をしていま

す。

最近、このS・C通信が非常に少なくなりましたが、条例は必要です。

しかし、交通と防犯、これを一緒に考えているのは、多分自治会がそうだと思います。交通防犯部というのを設けておまして、防犯専門にやっていることはないのですが、やはり交通と防犯をタイアップしてやっている関係上、条例の必要性は十分に認識しております。以上です。

(座長)

ありがとうございます。E委員、何かありますか。

(E委員)

この条例に盛り込む内容について、「自らの安全は自ら守る」ということは以前から言われていることなのですが、警察からも「地域の安全で地域で守る、自らの安全は自ら守る。その足りない部分を警察が側面的に援助していく」という話があったのですが、この条例につきまして、警察との関連はどうなのか、ということです。

それから先ほど少しお話しましたが、私の方で犯罪のない明るい地域づくりということで、防犯協会と一体となって取り組んでおりますが、中々各町内会・自治会の理解を得ることが非常に難しい。私どもの活動が何をやっているのか分からないという人もいます。だから、こういう条例を各町内会・自治会に理解させるのにどういう方法を取るのか、ということもお伺いしたいと思います。

(座長)

ありがとうございます。色々と皆さんからご意見をいただいたわけですが、防犯について、各地域で青色回転灯も早急に皆さんが協力してくれて、32台の青色回転灯もでき、これに対して、地域の父兄の方々からお礼の言葉や励ましの言葉もいただいております。

防犯と交通を一緒に考えたらいいのではないかと、という話もありましたが、交通については、私も北広島交通安全協会の西支部で、46年間会長を続けております。昔は36号線の街道が問題だったものですから、非常に交通安全が盛り上がり、市の方でも、当時村・町になってきたのですが、この指導員を委嘱するのは中々大変だったのですが、私も第一の指導員にならせていただいたわけで、交通には随分私も協力してきました。

それから防犯ですが、昔、高島病院という病院がありまして、そこの高島先生が、この広島村で防犯会長になって始まったわけですが。それについて、私も役員として、仲間に入れていただいて、今回こうやって来ているわけですが、私も防犯として30年以上やっております。それで、今までの防犯というものは、ある一部の人が好きでやっているように思われていましたから、条例を作ってこそ、初めて皆さんの見る目、また見ていただけることではないかと、私は思います。今までも一生懸命行動してきましたが、やはり条例ができて初めて、皆が本当に「防犯の人が一生懸命やってくれている」「うちの子どもが安心して学校に行くことができる」という気持ちになるのではないかと思います。だから「急ぐのではないかと」言われますが、私は条例を1日でも早く制定してほしい、と思います。それによって、予算もつくのではないかと、思います。

今皆さんが青色回転灯で活動していますが、燃料費がどんどん上がっています。これも装備もやりくりして何とかやっておりますが、今160円から170円ですよね。こんなに燃料が高くなっているにも関わらず、青色回転灯が32台も出てくれてありがたいのですが、個人が負担してやっているということがあります。私としては1回でも多く回ってほしいので、条例ができれば、多少なりとも予算ができるのではないかと、思います。

色々と皆さんご配慮していただいて、本当にありがとうございます。それでは、この後何かご質問、ご意見があればまたお聞きしたいと思います。何かありますか。

(C委員)

D委員にお聞きしたいのですが、自治連合会の中で、このような問題を協議することはありませんか。

(D委員)

まだ提起されたばかりで、自治連合会ではまだ一度もやっておりません。しかし、先ほど座長がおっしゃったような燃料費の高騰については、せっかく住民が青色回転灯をつけて、「安心と安全のまちづくり」と言ってくれているのに、燃料費が高騰していきますと、どうしても3回のところが2回、2回のところが1回となるのが人情です。

それで、私も皆さんが先ほどから「急ぐ、急ぐ」とおっしゃっていましたが、急いでいただきたいのは、それを、例えばこれを来年の3月の議会に出していただかないと、おそらく予算がつかないと思います。そうするとまた1年遅れるということになってきますので、どうしても、安全・安心をするためには予算が必要になってくるかと思えます。その点は、市側が急ぐというよりも、我々の方が何とか急いでいただきたいというのが心情です。

(C委員)

西の里の場合は、交通から防犯まで町内会・自治会一体となって動いていますので、私も模範的な地域だと思います。ですから、色々な予算の面も一体となって会議していくのではないかと思います。やはり各連合町内会長の理解と協力は欠くことのできないものだと思います。ですから、自治連合会の中でこれを議題にさせていただいて、各連合会長の理解と協力を得るようにご配慮をお願いしたいと思います。

(D委員)

明日、総会等がありますので、そういう時間が取れましたら、議題に上げてお話ししたいと思います。

ちなみに西の里連合町内会としては、今のところ交通安全協議会に各戸あたり200円ずつ寄付をしているわけですが、交通安全協議会の理解が得られれば、その中から一部回していただいて、そういうことに使っていく、ということは議題に出ています。ところが交通安全協議会の方もそれなりに広範囲なことをやろうとしていますので、ミクロな部分はシルバーPTAや防犯協会が、マクロな部分は交通安全協議会がやって地域を網羅しよう、という話が出ています。

(座長)

それでは、会議次第の4番目の「その他」、次回の開催日程について事務局のご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

4. その他

(1) 次回の会議日程の確認

(事務局)

それでは、事務局の方からご説明を申し上げます。その前に、今まで貴重なご意見がありました。これにつきましては、最後の色々な形の中で検討する内容だと思っております。特に交通安全と防犯につきましては、本当に両輪のような気はいたしますが、やはり条例を考えた時に、まず「理念をどう定めるか」ということについて色々賛否が出てくると思っております。ただ条例の制定に当たりますと、先ほど委員さんが申しておりましたように、環境の整備をする場合には、当然この条例があつてこそ、後押しができるのではないかと考えておりますので、ご理解を願ひします。

それでは、次回の開催日程ですが、5月30日金曜日、14時から中央会館の集会室で行

います。内容につきましては、今日の色々な意見を踏まえて、条例の素案について、皆さんにお示しをして、5月30日と6月6日、2回に渡って討議をしていただきたいと考えております。改めて通知はいたしませんので、今日確認ということでよろしくお願いします。

以上を持ちまして、「第2回北広島市安全で安心なまちづくりを考える市民会議」を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(座長)

大変不慣れな部分もありまして、本当に皆さんにご迷惑をかけて申し訳ありません。何分にも、皆さんのご協力によって無事終了できましたことを心よりお礼申し上げて終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

5. 閉会